

会 議 記 録

会議名称	平成 27 年度第 1 回 杉並区福祉有償運送運営協議会
日 時	平成 27 年 9 月 2 日 (水) 午後 1 時 30 分～午後 2 時 50 分
場 所	中棟 6 階 第 4 会議室
出席者	委員 石川 (代理：小菅)、磯、杉山、高橋、長谷川 (万)、長谷川 (信)、 樋口、宮崎、森田、畦元、井上、出保、山川 区側 保健福祉部長、保健福祉部管理課職員 オブザーバー 杉並区外出支援相談センター事務局長
配布資料	事前配布資料 (郵送分) 資料 1 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿 (平成 27 年 4 月 1 日付) 資料 2 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料 3 杉並区における移動困難者の状況 資料 3-1 福祉有償運送の必要性について (経年変化) 資料 4 26 年度福祉有償運送活動状況 当日追加資料 (机上配布) 資料 5-1～5-3 福祉有償運送制度の一部改正について 資料 6 杉並区外出支援相談センター報告
会議次第	1 開会 2 保健福祉部長挨拶 3 委員・事務局紹介 4 会長・副会長選任 5 会長・副会長挨拶 6 議題 (1) 杉並区の福祉有償運送の必要性について ・杉並区における移動困難者の状況について ・平成 26 年度 福祉有償運送活動状況報告 (2) 自家用有償旅客運送の制度変更について ・事務・権限の移譲について報告 ・福祉有償運送制度の一部改正について (3) その他 ・杉並区外出支援相談センター報告 7 閉会

○事務局 お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただいまより平成27年度第1回福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

本日は、昼間のお忙しい時間にお集まりいただきまして、ありがとうございます。私は事務局の保健福祉部管理課保健福祉支援担当係長です。議長選任までの進行をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

例年、この会は6月ぐらいに開催していたんですけれども、今年度は更新団体もなく、自家用有償旅客運送の制度改正もございましたので、ハンディキャブの説明会が7月にございまして、それを待っての開催で、この時期になっております。

説明会で講師をされた国土交通省運輸支局の担当から制度と改正についてのご説明をいただくことになっております。

では、まず、資料の確認をさせていただきます。

席上に、本日の次第と国土交通省の資料が、資料5として3セット、それから、外出支援相談センターの活動報告が、資料6として1セット配付しています。また、事前に郵送で送らせていただいた資料が、今期の委員名簿と要綱、それから、杉並区における移動困難者の状況と平成26年度福祉有償運送の活動状況になります。

皆さん、資料がよろしければ進めさせていただきます。

それからあと、開催通知を送らせていただいた際に、今回の任期、平成27年4月から平成29年3月までの就任依頼の通知を同封致しました。前期までは区長名の委嘱状でしたが、今期からは部長名での就任依頼通知をもってお願いすることになります。よろしく願いします。それでは、改めまして次第に沿って進めて参ります。

開会に当たりまして、保健福祉部長からの挨拶がございます。保健福祉部長は、4月の人事異動で、区民生活部から保健福祉部にお見えになりました。

それでは、部長、よろしく願いします。

○保健福祉部長 委員の皆様、改めましてこんにちは。本日は、ご多忙の中、しかも久しぶりの猛暑の中、この杉並区福祉有償運送運営協議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして、一言、私のほうからご挨拶を申し上げたいと存じます。

委員の皆様には、まずは、日ごろからさまざまな立場から杉並区が進めております福祉移送サービスの推進にお力添えをいただきまして、心から御礼を申し上げたいと思います。

この運営協議会も、さかのぼることもう、10年余り前になり、平成17年6月にスタート

いたしまして、今期で6期目という形になります。委員に就任された方の中に、今回新しく就任された方におかれましては、改めてこの運営協議会の活動にお力添えを賜りまして、ありがとうございます。また、再任となられました他の委員の皆様、引き続き当協議会の運営にお力添えを賜りますよう、改めてお願いを申し上げたいと思います。

さて、超高齢社会を目の前にして、杉並区では高齢あるいは障害などさまざまな事情で、ひとりではなかなか外出できない、あるいは地域で安心して生活することが難しい、そうした方々に対する福祉サービスを進めておりますけれども、とりわけ外出機会を確保すること。そのための手段の一つとして、この福祉有償サービスにつきましても、力を入れて進めてきたところでございます。

また、今後さらなる高齢化ということを視野に入れまして、外出支援機能のさらなる充実ということで、ちょうど平成19年10月に開設いたしました移動サービス情報センターについて、もう少し外出というのを広く捉えた支援、さらには外出支援機能などと合わせた形での対応を強化するために、これまでのセンターを再構築して、名称も新たに、「外出支援相談センター」に衣替えをし、この4月に再スタートを図ったところでございます。

ご案内のとおり、移動困難者、制約者に対するサービスとしましては、この福祉有償運送サービスに加えて、きょうもご出席いただいておりますタクシー事業者様、あるいは介護事業者様など、さまざまな皆様の連携、協力のもと、外出支援を図っているところでございますが、これまでの供給実績、さらには今後も移動制約者の方々のこうしたサービスに対するニーズも確実に高まってくるのかなと思っているところでございます。そうした意味で、やはり外出支援などの日常生活支援、さらに充実を図ることが何よりも喫緊の課題というふうに区としては考えております。

つきましては、この運営協議会の委員の皆様方に、そうした区の取り組み、さらには杉並区における地域福祉の一層の向上にお力添えを賜りますよう冒頭お願い申し上げて、簡単ではございますけれども、私からのご挨拶とさせていただきます。

なお、先ほど事務局から申し上げましたとおり、公務のため、この後、中座させていただくことをおわび申し上げます。どうぞよろしく願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

では、今年度新たに就任された委員がいらっしゃいますので、お手数ですが、自己紹介という形で一言ずつお願いいたします。

(自己紹介 省略)

○事務局 続きまして新任期でございますので、改めて会長の選出をさせていただきます。

運営協議会の設置要綱第4条第2項で、会長は会員の中から互選をすることになっております。皆様の中でどなたか、推薦または立候補等ございましたらお願いします。

○委員 長谷川（万）先生にお願いしたいので、宜しくお願いします。

○事務局 ありがとうございます。

では、よろしく申し上げます。長谷川委員は前にお願ひいたします。

（ 長谷川（万）委員、会長席へ移動 ）

○事務局 では、会長を決めていただきましたので、ご挨拶をいただく前に、設置要綱の第4条の第4項により、副会長は会長が指名することになってございますので、会長から副会長の指名をお願いいたします。

○会長 そうしましたら、副会長は保健福祉部管理課長にお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○事務局 ありがとうございます。 それでは、副会長も前にお願ひします。

（ 保健福祉部管理課長、副会長席へ移動 ）

○事務局 それでは、会長、副会長に一言ずつご挨拶をいただきまして、そのまま、ここからは会長に議事をお願いしたいと思います。

会長、副会長のご挨拶が終わったところで、部長のほうは退席させていただきます。では、よろしく申し上げます。

○会長 皆様、改めまして、こんにちは。また会長をさせていただくことになりました、宇都宮大学の長谷川（万）と申します。

杉並区は議事録が非常にきちんとアップされているので、先ほど、2年前の協議会の第1回の議事録をちょっと見てみました。多分10年ぐらい前から杉並区の福祉有償運送、移動支援サービスのほうにかかわらせていただいていると思います。特に、事故など大きな問題もなくここまでやってきているのは、交代されずに最初からかかわっていらっしゃる委員の方々の熱心なご議論と、それからサービスを担っていらっしゃる団体の方の日々の努力のおかげだと思っております。今期また、2年間会長をさせていただくことになりましたけれども、また、どうぞよろしく申し上げます。

○副会長 副会長に選任されました保健福祉部管理課長です。行政側のご挨拶としましては、先ほど部長のほうからお話がありましたので、私のほうは、この要綱に基づきまして、この会が円滑に進むように会長を補佐していきたいと思っておりますので、よろしくお

願いたします。

○保健福祉部長 では、これで失礼させていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

(保健福祉部長、所用により退室)

○会長 そうしましたら、早速議題のほうに入りたいと思います。

議題1、杉並区の福祉有償運送の必要性についてということで、事務局のほうからご説明のほうをよろしく申し上げます。

○事務局 はい、かしこまりました。

それでは、議題1ということで、杉並区の福祉有償運送の必要性につきまして、郵送で事前に送らせていただきました資料3と資料4をもとに説明をさせていただきます。よろしいでしょうか。

「杉並区における移動困難者の状況」ということで、ことしの移動困難者の推計、平成26年度の移動困難者につきまして、下の表に基づいて、要介護認定及び障害認定をもとに推計を行いました。福祉車両を必要とする人の推計は、26年度としては7,799人と、前年度の7,719名に比べて、少し増えております。総人口、54万9,998名に占める割合が、前年度同様1.4%台を維持しております、移動困難者の全体数としては増加しております。

平成27年4月1日現在、総人口に占める65歳以上の割合は21.01%、65歳以上に占める要介護認定者の割合が20.5%と、前年度の同値20.7%、20.04%から、いずれも増加しております。また、今度一層の高齢化が予想されておりますので、福祉車両を必要とする移動困難者数の増加が見込まれると思われまます。

2番目の「移動サービス供給量の推計」に移ります。こちらは、区内の移動サービスの供給内訳になっております。福祉車両（車いす・ストレッチャー）を中心とした個別輸送が11.7%、福祉有償運送の12.5%、福祉タクシー券を利用した輸送、これが一般タクシーと福祉限定タクシーの合計で、こちらのほうが75.8%という割合になっております。供給量全体を25年度と比較しますと、1万4,000件近く増加しております、福祉タクシー券を利用した輸送の割合が増加しております。福祉車両を中心とした個別輸送と福祉有償運送の比率が、全体から見ると下がった形になりました。

3番目が「移動サービスの年間利用の推計」です。裏面になります。移動困難者一人あたりの移動サービス年間利用回数は、移動サービス供給量を移動困難者数で割ったものになりまして、計算しますと大体7回、7.4という数字ですが、1回の外出に通常往復の利用を想定しておりますので、サービスを利用したの外出は年間3回から4回と推測できます。

今後増加が見込まれる移動困難者の外出機会をふやすために、民間タクシー事業者様や介護事業者の方をあわせて、福祉有償運送によるサービスの供給の充実が求められると思われれます。

次、資料4に移ります。こちらが26年度の福祉有償運送活動状況のまとめになります。大きな変化といたしまして、今までNPOが3団体、(社会福祉) 法人が2団体ということで、協議会でも審査等をお願いしてまいりましたが、杉並ポプラの会という特定非営利活動法人が新しく参入されました。2014年12月中旬からということで活動されましたので、年間集計の数字が少ないのは、その短い期間での集計数ということでご了承ください。

あと、皆さんが毎回事故について気にしていच्छるのかなと思いますが、今回は26年度の中の事業者としては1件、施設型としては1件で、年間内で2件です。

以上になります。よろしいでしょうか。

○会長 ご説明、どうもありがとうございました。

ただいまの資料3、資料4の説明につきまして、質問、ご意見ございましたら出していたきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 今、事務局のほうからも事故と苦情ということでご指摘があったとおり、私たちはやっぱり事故がないのか、安全なのかということで、事故とか苦情とかのこの件数、いただいた資料を見ていたんですね。で、こちらは年間で事故が1件。特に、福祉送迎サービスと杉並移送サービスの走行距離が多いですが。特に移送サービスが年間で8万4,000キロ走っていて、事故がないですよ、苦情もゼロですよという。すごいなと思ひまして。皮肉で言っているんじゃないくて、すばらしいと思ひています。

でも、どういうふうに事故を把握するのか、小さいことは挙げなくても良いのかとか、苦情も、どこでカウントするのか、申し出が役所にあった分なのか、自分の団体のところにあった苦情だから、それはカウントを適当にやっておけばいい、ゼロにしておきゃいいやという、そういうことなのかと。苦情なし、事故は、これだけあって1件というのは、本当に何か私たちも勉強しなきゃいけないというか、教えられるというか、考えさせられるんですけども。その辺のカウントのとり方だとか、これが事実だと思ひて、そのとおりに受けてよろしいんでしょうか。

○事務局 はい。福祉有償運送の中で事故の規定がございまして、実はもう一件、団体さんのほうで判断されて、これは事故ではないかとお報告いただいていた件もあるんですけど、規定では人身事故もしくは車両故障が事故の対象になるというような判断をされて

いるようです。そのご報告いただいていた対物的なものは、福祉有償運送としては事故ではないという扱いになりまして、今年は幸い（事業者・施設型とも）各1件の事故だけです。事故は団体の運行管理者の判断でご報告いただいておりますが、割と厳密に報告を挙げてきていただいているのではないかなという印象を事務局は持っております。

実際、運送件数も多いですが、例えばいたるセンターさんの事故ですと、こちらはやっぱり電気系統で、エンジンがかからなくなった事が事故として報告されていて、一般的な人が事故という印象を持つような内容ではないですが、事故の扱いになります。

○委員 では、そのカウントの仕方がその団体だということになると、本当にカウントの根源というか、性善説に基づいているんだと思いますし、我々が言う事故というのは、事故の今度は概念ですけど、交通事故なのか、そういう車両の整備上の、車が作動しなかったとか、そういうことも含めて事故って——私たち、事故というと、すぐに交通事故、あるいは移乗中の、乗降中の何かトラブル、いわゆる事故というかね。そういうことで解釈するんですけども。それにしても、年間これだけというのは本当にそうなのかなと、今お聞きしたとおり、それは団体からの申告だということなんですけども。私たちは大分走っていますけども、日常的に事故は結構あるんですね、苦情もあるし、こんなもんかなというふうに思ったんですけども。

○事務局 ありがとうございます。事故の概念ということで、こちらに挙げているのは、国土交通省に報告したもののだけです。で、それも団体さんが直接報告して、後からうちのほうに報告を受けているという形なので、事務局では聞いていないんですけども、団体の中で把握していただいているということですね。

○委員 団体に直接聞いたらどうですか、どんな考え方をしているのか。

○会長 では、団体の方から報告の仕方とか、参考になることがあればお願いします。

○委員 私どもの事故は、この1件、実は追突事故でございまして、もちろん警察に届けての件数を報告しております。そのほか、駐車場の中でこつんとぶつけたとかいうのは入っていません。一応今回の事故1件については、国土交通省のほうにも、年に1回の定期報告の中でも報告させていただいております。

○委員 わかりました。それ以上問い詰めるつもりはありません。小さな対物事故はこの中にはカウントしないんだという、そういう数字だということで理解いたしました。

○会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 ちょっといいですか。すみません。

この表の中で、各運転協力員の状況というのがありますが、このうち車両の保有台数というか、実際に稼働している車の数字があれば、一緒に資料として配っていただけたら良いかなと思うんです。 以上です。

○事務局 ありがとうございます。今お伝えしていったほうがよろしければ……

○委員 いや、今、例えば口頭でというより、次回の資料でも添えてもらったらどうかなと思うんですけど。車関係のところだけ、すっぱり抜けているんで。

○事務局 車両、そうですね。ご指摘ありがとうございます。

○会長 では、福祉車両、セダン、持ち込みとか、そういうのが入っていないくて、台数だけで大丈夫でしょうか。

○委員 地域型というのはポプラさんを入れて4社ですよ。おのおの数台から十数台の車両を保有されていると思うんですけども、輸送の距離はばらつきがありますが、その中で、実際に届け出て動いている車というのはどれぐらいで、走行距離はどのくらいか。業界の一人の人間としてはやはりその辺が気になって。稼働率を載せていただくと、いろんなものも見えてくるのかなと思います。あくまでも統計上で、出せたら出していただきたいという話です。 以上です。

○事務局 かしこまりました。ただ、登録している車は、法人所有だけでなく、空いている時間での活動で、持ち込みの車両の方も多々いらっしゃるんで、やはり法人車両での稼働率でしょうか。

○委員 やっぱり保有しているという感じになりますよね。

○事務局 稼働率を出せるとすると、法人車両になるのかなというふうに思います。

次回の資料の参考にいたします。ありがとうございます。

○会長 はい。 ほかにはいかがでしょうか。

○委員 最初の報告は、福祉有償運送が必要だということを確認するための報告というふうに受け取っているんですけども。やっぱり福祉有償運送が必要な人が少しずつ増えていると言えるかなと思います。

高齢者の要支援とか要介護と、障害者の1級から3級ですか、というふうになっているんですけど。ちょっと、皆さんにも事実を知っておいていただきたいのは、私、車椅子ですよ。普通で言えば、多分要介護1とか2とか——多分2ぐらいなんですよ。65歳になる前は2だったんですよ。ところが65歳を過ぎて、今69なんですけど、65歳を過ぎて、介護保

険の対象になるでしょ。そうすると、要支援1なんですよ。そういうふうに、65歳以上の人がかなり重い状態でも軽く見られていると。介護保険だとね。

ですから、実際に65歳以上の人に――まあ、65歳でも元気な人もいっぱいいますけど、私も元気に見られているんですけど。これからもっと動けない人、あるいは福祉タクシーみたいな形で、私も東京無線になんかにも頼んでいるんですけども、そういう形で、助けてくれる人が運転手をやっているタクシーとか、そういう車を利用することがどんどんふえてくるということについては、ぜひ皆さんにも知っておいていただきたいなというふうに思います。 以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。

今、ご指摘がありましたように、すぐに議題に入ってしまったんですけども、毎年、福祉有償運送運営協議会で、その協議会の範囲内で福祉有償運送が必要だということをごいうデータで確認するということになっておりました。

ほかに何かございますでしょうか。

(なし)

○会長 特に、質問、ご意見がないようでしたら、議題の2に移らせていただきます。

自家用有償旅客運送の制度変更について、こちらは事務局と国土交通省のからということで、では先に事務局の前回の協議会で出ていました事務・権限の移譲について、ご報告よろしくをお願いします。

○事務局 では、座ったままでご報告させていただきます。

権限の移譲について、杉並区の方角性ということで、昨年10月に実施した平成26年度の第2回福祉有償運送運営協議会のときには、まだ杉並区で権限移譲を受けるかどうかということが決まっていなくて、国の説明会がその後あったので、それを受けて、検討して決定しますということで、そのときにご説明差し上げたと思います。

国の説明会を受けた後で、杉並区の中で関係課、都市整備部の交通対策課と保健福祉部管理課、政策経営部企画課の3者で検討いたしまして、今年度4月からの移譲は見送ることとしております。

今後の国の動向を踏まえて、必要が生じた場合は再度移譲について手挙げができるということも確認してございますので、必要が生じたらまた検討しますということで、そのときは結論が出ました。

○委員 権限移譲の話を知っている人と知らない人と、いると思うんだよね。

○事務局 はい。失礼しました。国土交通省のほうで、自家用有償運送の事務手続であるとか、業務停止命令であるとか立入調査であるとかそういった権限を、手を挙げた自治体に移譲しますよという打診が、去年ありました。それで、ことしの4月から手を挙げたところには権限を移譲することになっておりまして、杉並区としましては、それをどうするかという話をこの協議会でもお話しさせていただいて、昨年末に、27年4月からの権限移譲は受けないということが決まりましたという報告になります。

○委員 今は国土交通省に全部報告して、了解をもらって運営しているという。それが区だけでもできるようになるという、そういうことですね。

○事務局 そうですね。権限を移譲された場合でも、大半のところは国土交通省のほうで決めるということが確認されましたので、実際には、登録を認める要件であるとか書式であるとか、事務手続の細かいところや協議会の位置づけなどは区の裁量では決められないんですね。で、引き続き全国共通のルールとして国土交通省が決めますという方針が出されましたので、杉並区として、今回移譲は受けないという回答をいたしました。

○会長 はい。ありがとうございました。

正確には、事務権限の一部移譲ということだったんですね。

○委員 一部。権限の一部なんだ、やっぱり。

○会長 今回については見送ったということでした。

今のご説明について何かご質問等ございますでしょうか。

(なし)

○会長 ないようでしたら、また、次の制度変更のご説明の後にあわせて伺えればと思います。

そうしましたら、福祉有償運送制度の一部改正についてということで、資料5に基づきまして、国土交通省運輸支局のご担当よりご説明をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員 よろしくお願ひいたします。先ほど杉並区役所さんの、まず地方分権の制度の趣旨について、ちょっと補足だけさせていただきたいと思います。

今回の地方分権は、平成27年4月1日に、手挙げ方式ということで、自家用有償運送の権限移譲を受けたい市区町村に関しては手を挙げてくださいよというお話がございまして、全国の中でも、関東であれば数カ所、2カ所、3カ所ぐらいの自治体が手を挙げたところがあるんですが、一番近所と言えば、神奈川県の大和市ですかね、で権限移譲を受けたとい

ことがあります。

その権限移譲を受けるメリットですが、今の政府自体の方針としまして、国で持っている権限をどんどん地方自治体に落として、柔軟な対応ができるような体制をつくりましようということがまずありまして、その一環として受けとめていただければと思っています。

あと、権限を移譲した東京都の現状ですが、今のところ、東京都内、27年4月現在で受けたところは一つもございません。その中で、今調整しているところが江東区と八王子市と世田谷区です。こちらが、今年度中に権限を移譲したいというお話ですが、正式に文書としてはいただいている、という状況であることを補足させていただきます。

では、私からは、まず、皆さんのほうに通達を三つお渡しさせていただいているんですが、こちらのほうを簡単に説明させていただきたいと思います。

今回、平成27年の4月1日付で運営協議会に関する国土交通省としての考え方の通達がまず1本ですね。2本目が、公共交通空白地有償運送の登録に関する処理方針ですね。3本目が、福祉有償運送の登録に関する処理方針というふうなことで、三つのものが改正されました。

改正に至った経緯としましては、平成25年8月、今から2年前くらいに地方分権改革有識者会議が行われまして、自家用有償旅客運送の事務権限の移譲について、希望する市区町村に対して移譲することを基本とするとともに、地域の実情に応じた自家用有償旅客運送の実現のために必要な措置を講じること等を内容とした報告書ができ上がりまして、25年10月に自家用有償旅客運送の事務権限の地方公共団体の移譲のあり方に関する検討会が開かれ、26年3月20日に最終取りまとめが発表されました。その発表によって、今回の通達が改正になったということで、簡単に覚えておいただければなと思っています。

まず1本目の部分で、運営協議会に関する国土交通省の考え方で、新旧対照表をつけさせていただいたところですが、要点だけ説明いたします。

まず、構成員について、円滑な合意形成を誘導するため、有識者として地域交通マイスターなど第三者をコーディネーターとして加えるように配慮をする。また、ケアマネジャーや保健師等、移動制約者の代弁者を加えることで、現場の実情を詳細に把握するよう配慮するということがつけ加えられました。

それと、もう一つが、運営協議会のことに定められた独自のローカルルールについて、その設定について合意や運用に当たっての検証を初めて明文化されたことになっておりま

す。ローカルルールに関しては、とりあえず、東京支局管内に関しては、設定されているところはございません。例えばローカルルールってどういったものがあるの、ということだと、例えば保険ですね、車の賠償責任の保険に関しては何千万、通達に付されている以上のものを運営協議会の中で規定として盛り込まなければならないだとか、どちらかという、規定に、法律上に定められていないものをローカルルールの中で縛りをかけてしまうものが、幾つかの団体で、千葉県なんかはそういったものが結構あったりしますので、そういったものをもう一度皆さんで検証しましょうということが明文化されております。

二つ目ですが、こちらは過疎地有償運送、今回は法律が改正になって、公共交通空白地有償運送になりました。今までは住民や日常の用務を有する者で、会員登録を受けた者しか実際には利用できなかったものが、今後は著しく不便で、交通手段の確保を図ることが必要な事情があることを市町村長が認めた場合には、名簿にはない当該区域への来訪者も対象に加えております。ここが、2枚目の通達の改正点になるかと思えます。

最後、福祉有償運送の登録に関する処理方針ということですが、身体障害者等、移動制約者であって、会員登録を受けた者しか、今までは運行できなかったんですが、市町村長が認めた場合には、移動制約者であって、会員登録を受けていない来訪者に関しても加えましたということになります。市町村長が認めた場合とは、当該区域内に営業所があるバス・タクシーの事業者に対して、直接または適切な方法で輸送サービスを提供する意思を確認し、提供が困難であることを確認したことについて運営協議会で報告するということになりまして、実際に移動困難な地域は恐らく杉並区の中にはないのかなとは思っているので、どちらかという、山岳地帯のようなところですかね、そういったところでの適用になるかと思えます。実際にそういった地域があれば、協議会の場でご相談、協議していただければと思います。

以上、その3点の通達に関して、簡単ではありますが説明させていただきます。

○会長 ありがとうございます。

今の改正についてのご説明で、質問、ご意見等ございましたらお出しいただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○委員 手挙げ方式の件ですけれども、各自治体が手を挙げるということは、それなりに独自の考えというものがあって手を挙げるということが考えられると思うんですね。既存の部分というものの例も含めて、ちょっとお教えいただきたいんですけども。そういった、手を挙げた場合に、国土交通省のほうで中身自体を移譲するかどうかというのが、こう、

すべきじゃないなという判断をした場合には、お断りするというような形になるんでしょうか。どっちかという、手を挙げる方って、独自性というか、そういうようなものがあって手を挙げるんだと思うんですけれども、各自治体が。

○委員 まず、福祉有償運送自体の法律は全く変わらないということで、ただ、権限が東京運輸支局で今まで許可を出していたものが、区役所に権限が移譲されるということになりますので、審査内容に関しても、当然ながら、同じ手続きを行っていただくこととなります。

では、何がメリットになるかといいますと、結局東京運輸支局で今まで把握していたものを各自治体で把握することによって、例えばですけど、福祉有償運送と地域公共交通会議、交通会議というようなものが別で行われていて、デマンドタクシーであったり、デマンドバス、コミュニティバスなどと連携して行うとか、そういうことも今後考えられる部分もあると思うので、地域に適した形での運営であったり、協議会であったりということが可能となると思います。国の主導で動く一歩、主導ではないですが、国で動く部分よりも自治体で動いたほうが軽やかに動ける部分があるのでは、というところが一番のメリットかなと思っています。

今後、もし杉並区役所でもそういったことが、メリットが出てくるようであれば、受けただけだと思いますが、今お話を伺った中だと、やはり行政処分ですね、先ほど事故のお話もありましたが、事故の際は当然ながら行政処分を受けていただくこととなります。そういった場合の対応について、知識が追いつかないと、権限移譲を受けないところもございますので。

今後、幾つかの市区町村が出てきて、実態がわかってくれば、手を挙げていただけるのではないかと国土交通省のほうも受けとめておまして、今のところ、国のほうで率先して、皆さん受けてくださいとお願いしている状況ではないです。

○委員 ちょっと質問が悪かったかもしれないんですが、地域の実情というものが、国土交通省のほうで考えるものと異なった場合というのは、移譲というのは行わないという形なんですか。地域の実情、特異性とか、いろいろあると思うんですけど。

○委員 その件に関して、ちょっといいですか。ちょっといいでしょうか。

実はこれ、国土交通省からの通達と入れてもらっていますけど、この、まだ、決まる前段で、私、この国交省の有償運送の会議に出ていまして。そのとき国交省がアンケートをとったでしょ、全国の自治体1,700ほどに対して。そのとき、第一陣に返ってきたのがた

ったの6%なんです、私のところでやってみたいというのが。で、あとはみんな、理由も全部明記されていました、そのとき配ってもらった資料にね。今おっしゃらなかったけども、実際はそういう部署がない。人がいない。で、そこまで、役所としてかかわりたくない。今言われたように、もし事故があって、権限を移譲された後で事故があったら、うちはよう責任を負えないというのが圧倒的な理由です。実際、今現在（権限移譲）されているところは1.6%ぐらいですよ。そのときのアンケートより減っているはずですよ。

だから、一番の原因は、全国の自治体を見てもそうですけど、過疎地のことは別に置いておいても、バスまでは大抵の市区町村は扱っているんです。そこから先のタクシーを初め、特にこういう有償運送ですよ、こういう部署の専門家が誰一人いないというのが一番の問題で。まあ、今後ふえるかもしれませんが、専門家がないのに国から押しつけられて、で、ぜひ、当初の国の姿勢いうたらもう、前のめりでしたから、どんどん受けてくれと。そうしたら、いいこともあるからと。まあ、いいことと言うたらおかしいけども。そういう姿勢でやったのが、結局、ふたを開いてみたら、さっき言ったような数字しかない。その原因が、先ほど言うたような、自治体としたら、これ以上うちでは無理ですと、今までどおりこの部分は国でやってくださいという姿勢ですね。今の政権というか政府自体、地方分権でどんどんやっていこうと。運転代行もそうですよ。もう、運転代行の場合は、手挙げ方式じゃなくて、一方的に同じ4月1日からもう、全国の都道府県にもう移管されましたよね。福祉有償の場合はそうじゃなくて、福祉も入っているから、こういう形に落ちついていますけど。

だから、今言われたように、移行して本当にいいことがあるのか、ないのか。特に、東京の23区なんて、交通空白なんて、ほとんどないですよ。現実には、この要件にどれ一つ当てはまる部分がないわけです。福祉にしたって、今言われたような福祉タクシーもたくさんあるし。場合によったら、福祉専用車両を使わなくても、結局一般のセダン型のタクシーでも、福祉チケットさえあれば乗れるということですからね。

だから、今後、まあ、過疎地はわかりませんが。ただ、過疎地の場合は、特に手が回らんとお思いますけど。そういう、役所の中の問題でということは、前段の会議にも出ておいて、もともと無理があるんじゃないかとは思っていました。

以上です。答えになったかどうかは、わかりませんが。

○会長 はい。ありがとうございました。

ここで特に答えが出せるような問題ではない、大きな問題だと思うんですが。

○委員 いや、答えじゃないですけど、実際はそういう話やったんですよ。国の、中央のほうでは。

○会長 はい。先ほどお話があったように、これだけでということじゃなくて、地方公共交通会議とか、大きな枠組みの中で、福祉有償とか、今までで言う過疎地、今回からは公共交通空白地有償運送も一体として考えていきたいというような、非常に前向きな、専門的な知識を持っているような自治体でないと、なかなかこの部分だけ、移譲されても困りますというのは実情だとは思いますが。

○委員 自治体の言うことももっともやと思いますしね。

○委員 おっしゃっていることはもっともだということは、私としても理解はしています。とはいえ、全国的な規模で動いているところもありまして、やはり全体を見なければならぬということもございますので、実態に沿った形の通達というふうなものが、なかなか皆さんにご理解いただけない部分もあるのかなとは私としても思っております。

○委員 杉並区に該当する話じゃないのかもしれませんが、今ちょっと、先ほど挙げた2区と1市、八王子市、江東区、世田谷区というところでいったときに、八王子なんかは、過疎地域と、地域で言えば過疎地域というか、交通空白地域というのはあるわけなんですね。あと、もう一つ、首長さんの考え方によっても、いろいろ積極的にやるんだと、実際受けられるか受けられないかというのは別として、考え方の問題で、トップの考え方の問題で、やるんだというようなところというのが、今の3エリアだと思うんですね。そうなったときに、実情とまた、認めるか、認めないか、移譲するか、しないかというところにギャップがあったときにどうされるかなというのを、私、そこがお聞きしたかったんですね。

要は、実情が伴ってなくても移譲するのか、あるいは、その地域というのは独自性というのを出したいでしょうから、もっとこういうことをやりたいんだといったときに、そういうものも認めるのかどうかということなんですけども。

○委員 別に、移譲に条件はついていないんですよ。

○委員 はい。

○委員 例えばですけど、おおむねタクシー運賃の半額という話があるじゃないですか。そういったものも変えたいとか、条件も緩和したいとかそういったことがあったときに、それも地域の実情ですからという話でしょうか。

○委員 例えば運賃の話であれば、当然ながら通達に記載されているものなので、それを

例えば、半額じゃなくて2倍、3倍とか、逆に安い運賃で、ということになれば、協議会の場で協議を行う際に、委員としてバス事業者さんであったり、タクシー事業者さんであったり、私たち運輸支局もそうですが、同席することになります。なので、結局福祉有償運送だけが得をするような運送を行うことになれば、その地域でのバランスが崩れてしまうことが想定されますので、協議会の中でそれは十分に協議していただいた上で、決定がされたのであれば、それは仕方ないというところもございます。

とはいえ、やはり青ナンバーの事業者さんが、それはバランスを崩れてしまうということでお話が出てくることは当然想定されると思いますので、その協議の中で決定していただければと思っております。

○会長 よろしいでしょうか。ほかにいかがですか。

私から一つお伺いしたいんですけども、この協議会で関係があるのが福祉有償運送登録の処理方針の部分で、先ほどのお話ですと、交通事情等で著しく不便であれば、あらかじめ会員登録されていない人でも首長の判断により利用が可能になるということだと思っておりますけれども、協議会として何かそれに対しての準備とか、例えば報告のときにそれを出してもらう必要が生じてくるのでしょうか。そういう運行があったかどうかというのは、協議会に事後で報告いただくことになりますか。

○委員 実際そういったものが想定される場合は、協議会の場で検討していただいた上で、その中でルールを決めて、そういった運行をせざるを得ないということを判断した場合に関しては、行っていただきたいなど。私は、どちらかという、事後というよりも事前になるのではないかなと思っております。

○委員 我々はタクシー事業者と、そこで働く運転手の代表というか、労働組合としてこの運営協議会の委員になっているんですが、下手すると、この有償運送は、自家用有償運送の場合は、タクシー業界を侵食するという懸念があるから私もこうやって出させてもらっているんですね。今まで福祉とか、そういう場合はきちんと登録名簿に載せて、その載せた移動制約者の方しか乗せられないというような、厳格な決まりがあったけども、徐々にここ数年で緩和されてきているんですね。今、会長が言われたような内容もまさしくそれで、要は事情がある場合は名簿に載せなくても乗れますよということは、外からわからないわけですね。

それと、もう一つは、今回のこの通達と並行して、事業母体を今までは法人限定のところを、緩和しましたよね。個人でも受け皿で行けるということになっていますよね。それ

も緩和していく一つの方策なんですよ、私らに言わせれば。だから、それをどこで食いとめるかというたら、運営協議会で事前に協議するのはいいけど、そこで問題になるのは、先ほどおっしゃったローカルルールが問題になっている。要は議決権なんです。運営協議会を幾ら開いても、多数決で決めるとなれば、協議会で言っても、タクシー業界としたら我々3人しか出ていないから圧倒的に不利になる。

で、ある地方都市の——地方都市というか大都市ですけど、そこのローカルルールが全会一致なんです。国は、ローカルルールが諸悪の根源のように言われるけれど、非常にその辺が厳しくて。私は、それは違うと思って発言もしましたけど。まあ杉並は特に今のところ問題ないですけど、名簿に載せない利用者だと健常者が乗ったってわからないわけでしょ。それも、セダンに乗れば、わからないじゃないですか。どういう区別をしていくというのが一番大事だと思いますよ。

○委員 はい。そのお話も重々ご理解できる場所もございます。私の仕事自体が、青ナンバー、バス、タクシー、トラック、レンタカーを所管しているところでございますので、そういった実態を踏まえた上で、こういった会議にも出席させていただいた上で、有償運送に関しても、私どものセクションのところでも許可なり、書類の審査をさせていただいております。なので、私なりに全体として見ているところはございますが、こういった場で、私が運輸支局として、ああだ、こうだという話をしてしまうと、余り協議会としての主旨に合わないのかなと。あくまで私たちはちょっと一歩後ろに下がった位置で情報提供や、通達や法律の話をしていただくということで。

皆さんで協議していただくことはいいことだと思いますので、引き続きそういったこともお願いできればなというふうに思っています。 すみません、ちょっと話がそれてしまいました。

○会長 ありがとうございます。

よくあるのが、例えば障害者団体の大会とか全国大会とかがあって、地元のタクシーさんが持っているリフト付車両では全然台数が足りないというときに、NPOが持っている車も出すんだけど、今まではどんなに距離があっても無償でしかできない。これ、もしその地域で福祉有償運送の運行をできるという団体であれば、例えば来年そういう大会があって、地元のタクシーの方に相談したんだけど、何台——例えば2台しかない、と。どうしてもそれだと、ピストン輸送で間に合わないの、協議会としてその間だけ認めてもらっていいんだらうかというのを協議会にあらかじめ諮るといふことの、そういう

理解でいいですか。突然来た人が、たまたま来て乗っちゃったんですけどということではないということですね。

○委員 実際にそこで協議が図られたというふうなことであれば、それは市区町村が、ホームページ等で公表するだとか、そういうふうなことは当然必要になってくるのがこの通達の中にも書かれてありますので。お願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。

これから、順次、いろんなところでいろんな事例が実際に出てきて、どんな場合だったら協議会として対応するのかということも出てくるかと思しますので、また、この改正につきましては、機会がありましたら、協議会でも皆さんと意見交換ができたらなというふうに思います。ありがとうございました。

そうしましたら、議題の3、その他としまして、先ほど名称が変わったということでご紹介がありましたけれども、杉並区外出支援相談センターの報告を秋山さんのほうからいただきたいと思えます。よろしくをお願いします。

○外出支援相談センター事務局長 いつもお世話になっております。外出支援相談センター、今回は事務局長という肩書になりました、秋山と申します。よろしくお願ひいたします。座ってご説明させていただきます。

先ほど保健福祉部長から、センターが変わりましたというご説明がありまして、きょうお示ししている資料は、前回の運営協議会の開催からことしの3月までは情報センターとして活動した分、そして4月からは新しいセンターとして活動した分として、ご報告をさせていただきます。

簡単に、センターの変更点について少しだけお話をすると、最初の移動サービス情報センターのほうは、移動サービスをする事業主体の方たちには、いろいろなタイプの皆さんがいらっしゃるの、また、利用者の方が初めて使われるときに混乱するという、そのあたりを整備して情報提供をすること、そして、取次とって予約代行をして協力体制をつくること、構築することを目的につくられて、7年間活動させていただいたところ。そして、その活動の中で、外出のところは、移動サービスだけではなくて、徒歩の付き添いの部分、杉並区内で、車でなくても、ちょっと付き添いの人がいれば外出ができることもありますので、そういった情報提供もしていき、また、認知症等、精神の障害の方とか、いろいろな不安を抱えておられる方たちから相談を寄せていただくので、関連機関と一緒に、単なる情報センターではなくて、相談機能をきちんと充実させていこうとい

うことがこの今回の変更点です。

1枚目の資料ですが、移動サービスについても、引き続き協力事業者の方たちと一緒に動いております。この8月31日現在ということで、今77事業者、前回お示しした数字が72事業者でした。

内訳をその下に業態ごとにまとめておりますけれども、先ほどお話のありました福祉有償運送団体で言えば、杉並ポプラの会さんが1団体増えました。後ろについている括弧のところは前回ご報告した数字で、比較していただくために載せてございます。

また、福祉限定事業者さんが、こちら、61人、前回の58人と簡単に書いてありますが、内訳は、新たに登録した団体が8、例えば廃業とか、部門を閉じるとか、あるいはエリアを限定して営業するというので、登録の取り下げをされたところが5あります。ですので、差し引きとしては3ですけれど、そういう内訳です。このほかにも、登録には至りませんでした、4事業者が協力事業者として登録してみたいというお申し出もありました。そういう意味では、この福祉限定事業者の数は、以前からの動きを継承したような形で増えており、担い手としての新しい事業者が次々と生まれているという状況だと思います。

介護保険事業タクシーのほうは、数字は変わりません。入れかわりもございません。福祉ハイヤーのほうも同様です。

一般タクシーは、1事業者ふえております。こちらはユニバーサルデザインのタクシーを持っている葵交通さんが協力事業者として登録されたことが新しい動きです。

問合せに関しては、以前は階段からどのようにおろすのかとか、かなり難しい介助が必要なケースが多かったように思うんですけども、最近非常に目立つのが、予約できるタクシーが欲しいというような、福祉の装備は必要がない方たちのお問い合わせです。そして、私たちのほうも、一般タクシーの中から、こちらに協力いただいているところ、また、周辺でもコールセンターとして開いていて、予約がとれるという案内をもらっているところに情報を提供しております。必ずしも福祉有償運送のセダンにつなぐというわけではなく、いろんなサービスが使えることをご案内しながら、選ぶお手伝いをさせていただいています。

そして、2番は相談実績で、別紙①②ということで、実は分類の中身が少し変わっておりますけれども、月次ごとに、相談の件数、問い合わせの件数、それから取次、紹介がどのくらいあったか、相談者ではどんな方たちがお問い合わせいただいたのかということがわかる表になっています。

これについて若干補足いたしますと、別紙②が新年度の4月から7月の分でございますけれども、この取次と、移動サービスの中に、相談の中に含むという形で、取次と紹介の数が入っています。前の年の4月から7月のものを計算してみたんですけど、ほぼ同じような数で推移しています。違いはその他の部分で数が減っております。取次と紹介は、合計すると同じですけども、内訳としては、取次の実績が下がり、紹介の実績が上がっているという形で、今回から、配車センター的なものというよりは、相談センターに変わったということで、全て私たちのほうに取次をどうぞお任せくださいというよりは、選ぶお手伝いをきちんとして、ケアマネジャーさんとか家族の方とかに、自分たちで使えるようにしていくというご支援をするという形ですので、すぐに取次には流してはおりません。いろんな資源の活用を含めてご案内して、ご紹介で終わらせる、先ほどの予約ができるタクシーもそうですけども、ご紹介をするという形で終わるものがふえているということです。

それから、トータルの件数としましては、若干相談件数が少なくなっています。これは、開設時間が1時間短縮いたしました。前は6時半まで開設しておりましたが、今は5時半で終了しております。

あとは、後でご説明するような企画をしっかりと組み立てること、また、一件、一件の相談がかなり丁寧に長くかかるようになってきていますので、外部のお祭りや広報に時間を割くよりも、今申し上げたようなところに力を注いでいよう方向転換しております。ですので、お目にかかって周知広報をしてご相談を進めてきた部分に関しては、件数が減ってきております。それが、移動サービス関連の中でも、その他の数字が減ってきている理由ということになります。

あと、相談者別実績は、前と同じ傾向ですけども、ご家族の方からのお問い合わせが非常に多いということ。次が、ケアマネジャーの方、それから利用者本人の方というふうな順番になっております。

続きまして、3番のセンター活動実績のほうに参ります。26年度分については、細かい横長の資料になります。新しくなりました27年度の分に関しては、4カ月分、こちらのレジュメにまとめさせていただきました。

この新しい内容に対応した企画としましては、付き添いサービスとか徒歩でのサービス、や、ちょっとした生活のお手伝いを担っている団体が区内にどのくらいあるのか、関連団体を訪問して、聞き取り調査を4月に行っています。で、その方たちも含めて、5月に開いたミニセミナー「外出にお困りの方への支援」のところでは、例えばシルバー人材さんと

か、それから社協さんの支え合いサービスとか、そういう方たちと情報を共有することで外出が促されるということも共有したところです。

その次のケア24対象の「外出に関する社会資源調査」は、移動手段があれば出かけられるというだけではなくて、行きたい気持ちを支えるということが大事だということで、例えば、行きたくなるような、地域の集い場であるサロンであるとか、そこに行くためにどんな手段が必要なのかとか、周りで支える人はいるのかという調査を、ケア24、20カ所に向けて訪問ヒアリングして、まとめております。これは介護保険の見直しで地域包括ケアシステムの構築として、高齢者施策課、支援課と一緒に情報を共有しているところです。

それと、7月にまとめておりますのが、訪問介護・移動支援事業所を対象とした自費でのヘルパーさんがどのくらいいるかというアンケートです。これも付き添いのサービスの中で、ヘルパーというプロでやる部分と、ボランティアでやる部分というようなことで、この福祉有償と移動サービスの分野と同じように、それぞれ使い方が違う、いろいろなものが混在していますので、そこを整理するためにも、分けて聞き取りとか調査を進めてきたところです。

真ん中の列は、「外部イベント等での周知」ということで、ケアマネジャーの集まりに出向いてご説明するとか、今までの利用者さんに新しい機能をご案内するとか、民生委員の方や、地域の方にご説明をしたことが書いてございます。

広報としては、今年は表紙のデザインも変えまして、リーフレットも新しくしております。おでかけガイドも、新しい事業者も含めて、作り直して発行しております。

外出体験企画や、すぎなみフェスタでは福祉車両の展示といったことも、新しいセンターの役目ですので、後半はその企画に進んでまいりたいと思っています。 以上です。

○会長 ありがとうございます。

今のご報告について、何か質問、ご意見ございましたら出していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○委員 よろしいですか。単純な質問ですけども、名称を変えられたということで、今まで7年間やってこられて、電話番号は同じでしょうから、多分利用者の方がお電話して、今まで移動情報サービスセンターだったですか、何か内容が変わってきたんですか。文言と違っちゃってきた、内容が変わってきた、それは団体が決められたのか、行政と相談して変更したのか、その辺の経緯をちょっと教えてください。

○事務局 今までの移動サービス情報センターの目的はある程度達成したということで、

今回は情報を集めるだけではなくて外出の支援をしましょうということで、名前も改めまして、プロポーザルをかけました。

○会長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

杉並区ならではの取り組みだと思いますので、今後もよろしくお願ひします。ありがとうございました。

○外出支援相談センター事務局長 ありがとうございます。

○会長 そうしましたら、議題のほう、これで全部終わりましたけれども、ほかに何かございますでしょうか。

○委員 次はいつごろやるのか、ちょっと聞いておきたい。

○会長 次回は来年。

○事務局 今年度、団体の更新がないので、特に何もなければ。

○会長 特に、何もなければ、今年度は今回だけということのようです。また来年というのも先ですが、今後国の制度も変わるかもしれませんので、適宜情報提供などありましたら、いただけたらと思います。

ちょっと時間が予定より長くなってしまい申しわけございませんでした。スムーズな議事進行にご協力、どうもありがとうございました。

これで、平成27年度第1回杉並区福祉有償運送運営協議会を終わりにさせていただきたいと思ひます。どうもありがとうございました。

平成27年 9月 2日
杉並区役所 第4会議室

平成27年度 第1回 杉並区福祉有償運送運営協議会次第

・開会

保健福祉部長挨拶
委員・事務局紹介
会長・副会長選任

・会長・副会長挨拶

[議 題]

- 1 杉並区の福祉有償運送の必要性について（事務局）
 - ・杉並区における移動困難者の状況について・資料3
 - ・平成26年度 福祉有償運送活動状況報告・資料4
- 2 自家用有償旅客運送の制度変更について
 - ・事務・権限の移譲について報告（事務局）
 - ・福祉有償運送制度の一部改正について・資料5（国土交通省・小菅）
- 3 その他
 - ・杉並区外出支援相談センター報告・資料6（外出支援相談センター・秋山）

[資 料]

- ・ 資料1 杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿（平成27年4月1日付）
- ・ 資料2 杉並区福祉有償運送運営協議会設置要綱
- ・ 資料3 杉並区における移動困難者の状況
- ・ 資料4 26年度福祉有償運送活動状況
- ・ 資料5 福祉有償制度の一部改正について（机上配布）
- ・ 資料6 杉並区外出支援相談センター報告（机上配布）

杉並区福祉有償運送運営協議会委員名簿

(平成 27 年 9 月 2 日現在)

役職	氏名	所属等
委員	<u>石川 雄司</u>	関東運輸局 東京運輸支局 首席運輸企画専門官
委員	磯 史洋	キャピタルオート株式会社 専務取締役
委員	杉山 錬秀	杉並交通株式会社 代表取締役社長
委員	高橋 博	杉並区障害者団体連合会 会長
会長	長谷川 万由美	宇都宮大学教育学部 社会福祉学 教授
委員	長谷川 信儀	特定非営利活動法人福祉送迎サービス・杉並 理事長
委員	樋口 蓉子	特定非営利活動法人おでかけサービス杉並 理事長
委員	<u>宮崎 智子</u>	杉並区居宅介護支援事業者協議会 株式会社 フレイア
委員	森 田 貫 二	全国自動車交通労働組合連合会 書記次長
委員	畦元 智恵子	保健福祉部高齢者施策課長
副会長	<u>井上 純良</u>	保健福祉部管理課長
委員	<u>出保 裕次</u>	保健福祉部障害者施策課長
委員	山川 浩	都市整備部交通対策課長

五十音順・敬称略 下線は新委員

(任期：平成29年3月31日まで)

杉並区における移動困難者の状況

～福祉有償運送の必要性について～

1 移動困難者数の推計

平成 26 年度の移動困難者について、下記の通り、要介護認定及び障害認定をもとに推計を行った。福祉車両を必要とする人の推計は 7,799 人と、前年度と比べて微増となっているが、総人口に占める割合は前年度同様 1.4%を維持し、移動困難者全体は増加している。

平成 27 年 4 月 1 日現在、総人口 549,998 人に占める 65 歳上の割合は 21.01%、65 歳以上に占める要介護認定者の割合は 20.5%と、前年度の同値 20.7%、20.04%からいずれも増加している。

今後も一層の高齢化が予想されており、福祉車両を必要とする移動困難者数の増が見込まれる。

「平成 26 年度移動困難者数推計」

(人)

区分	福祉車両を必要とする人	セダン車でも可の人	移動困難者合計
高齢者	要介護 3 以上(施設入所除く) 5,329	要支援・要介護 1・2 15,898	21,227
身体障害者 (65 歳未満)	肢体不自由・内部障害 1～3 級 (施設入所除く) 2,470	肢体不自由・内部障害 1～3 級 以外、視覚障害等 1,753	4,223
知的障害者		愛の手帳 2,010	2,010
精神障害者		精神保健福祉手帳 1～3 級 3,010	3,010
合計	7,799	22,671	30,470
対総人口割合	1.4%	4.1%	5.5%
(参考)			
平成 25 年度	7,719 1.4%	21,980 4.0%	29,699 5.4%

2 移動サービス供給量の推計

区内の移動サービスの供給内訳は、福祉車両（車いす・ストレッチャー）を中心とした個別輸送 11.7%、福祉有償運送 12.5%、福祉タクシー券を利用した輸送（一般タクシー・福祉限定タクシー）75.8%である。供給量全体として、25 年度と比較して 1 万 4 千件近く増加しており、福祉タクシー券を利用した輸送の割合が増加した分、福祉車両を中心とした個別輸送と福祉有償運送の比率が下がった。

「平成 26 年度移動サービス供給量推計」

(件)

種別	輸送の種類	供給量	総供給量に占める割合	推計方法	(参考) H25 年度
福祉車両を中心とした個別輸送	① 福祉ハイヤー	1,188	0.5%	H24 年度移動サービス情報センター「移動サービス供給量調査結果(推計値)」	1,188
	②患者等輸送限定 (介護タクシー)	13,256	5.9%	H26 年度車いす券: 12,455 H26 年度ストレッチャー券: 801	14,947
	③患者等輸送限定 (訪問介護事業者)	11,820	5.3%	H24 年度移動サービス情報センター「移動サービス供給量調査結果(推計値)」	11,820
	小計	26,264	11.7%		27,955
福祉有償運送	④地域型	26,797	11.9%	H26 年度 3 団体分実績(一部セダン車を含む)	25,677
	⑤施設型	1,279	0.6%	H26 年度 2 団体分実績(一部セダン車を含む)	1,306
	小計	28,076	12.5%		26,983
よる輸送サービス 福祉タクシー券に	⑥法 4 条一般乗用 一般タクシー	169,420	75.8%	福祉タクシー券利用実績から、1 回 2,000 円と 想定して推計 延受給者 6,699 人	154,957
合 計		223,760			209,895

3 移動サービス年間利用の推計

移動困難者一人あたりの移動サービス年間利用回数は、移動サービス供給量を移動困難者数で除すと約 7 回となる。1 回の外出には、通常、往復の利用が必要であるため、サービスを利用しての外出は 3 から 4 回と推測できる。

今後も増加が見込まれる移動困難者の外出機会を増やすためには、民間タクシー事業者や介護事業者等とあわせ、福祉有償運送によるサービス供給の充実が求められる。

「平成 26 年度移動サービス年間利用回数推計」

	サービス供給量「A」 (件)	移動困難者数「B」 (人)	利用回数(推計) A÷B (回)
平成 26 年度	223,760	30,470	7.3
平成 25 年度	209,895	29,699	7.1

福祉有償運送の必要性について(経年変化)

資料3-1

1 高齢者

	総人口(人)	65歳以上(人)	高齢者率(%)	65歳以上人口 前年比(%)
平成22年度	538,703	104,029	19.31	100.3
平成23年度	539,481	106,533	19.75	102.4
平成24年度	541,253	110,014	20.33	103.3
平成25年度	545,210	112,863	20.7	102.6
平成26年度	549,998	115,553	21.01	102.4

2 移動困難者数(推計) 資料2

	福祉車両を 必要とする人	セダン車でも 可の人	移動困難者合 計(a)	前年比(%)
平成22年度	7,349	18,719	26,068	104.8
平成23年度	7,523	19,724	27,247	104.5
平成24年度	7,831	20,868	28,699	105.3
平成25年度	7,719	21,980	29,699	103.5
平成26年度	7,799	22,671	30,470	102.6

3 移動サービス供給量の状況(推計) 資料3

	A福祉車両を中 心とした個別移 送(回)	B福祉有償運送 (トリップ)	C福祉タクシー 券による輸送 サービス供給 (回)	合計(回) (b)	前年比(%)
平成22年度	23,440	18,783	136,563	178,786	109.2
平成23年度	25,148	23,308	142,970	191,426	107.1
平成24年度	26,693	25,678	147,840	200,211	104.6
平成25年度	27,955	26,983	154,957	209,895	104.8
平成26年度	26,264	28,076	169,420	223,760	106.6

